



平成26年度 税制改正のポイント

I 法人税

1. 交際費等の損金算入制度の見直し

交際費等の損金算入制度において、これまで全額損金不算入だった大企業(資本金1億円超)について、飲食のために支出する費用(以下[飲食費])のうち50%までの損金算入が認められます。なお、中小法人については、現行制度との選択適用になります。

改正の内容

①交際費等の額のうち、飲食費の50%を損金に算入できます。

※飲食費には、役員・従業員等に対する接待等のための社内接待費は含まれません。

②中小法人については、現行の損金算入特例(800万円の定額控除)と①のどちらかを選択適用できるようになります。現行の損金算入特例の適用期限は2年間延長されます。

※現行制度の概要

法人が支出する交際費等(一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く。)は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、800万円に達するまで全額損金算入。

I 中小法人(資本金1億円以下)

	飲食費	飲食費以外
現行制度 2年間延長	①: 1人当たり5,000円以下の飲食費	②: ①以外の飲食費
		③得意先への慶弔費など
	800万円	
	損金算入	損金不算入
	800万円までは損金算入	

※中小法人は有利な方の選択適用

②×50% < 800万円の場合は、I 中小法人の損金算入特例のほうが有利。

II 大企業 資本金1億円超)

※大企業においても、飲食費のうち50%を損金に算入できる同様の改正がありました。

適用: 平成26年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

2. 復興特別法人税の1年前倒し廃止

3年間にわたり法人税額の10%を上乗せし増税となっている復興特別法人税が1年間前倒して平成25年度で廃止されます。

3月決算法人の場合、平成26年4月1日から開始する事業年度(平成26年度)より復興特別法人税の申告・納付が必要なくなります。

※復興特別法人税の課税期間終了後、利子・配当等に課される復興特別所得税については、法人税額から控除することになります。

II 所得税

給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円超(控除上限額245万円)が、平成28年分は1,200万円超(控除上限額230万円)に、平成29年分以後は1,000万円超(控除上限額220万円)に引下げられます。

所得税の給与所得控除の縮小

	現行	平成28年分	平成29年分以後
上限額が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

III 消費税

簡易課税制度のみなし仕入率引下げ

簡易課税制度のみなし仕入率の見直しが、以下のように行われます。

「金融及び保険業」は第5種事業となり、みなし仕入率が50%に引下げられます。

「不動産業」は第6種事業(新設)となり、みなし仕入率は40%に引下げられます。

適用: 平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

IV その他

・中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例延長

中小企業者等について、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円まで即時償却できる措置が2年間延長されます。

・所得拡大促進税制

従業員の給与等の支給額を一定以上増加させた場合に、増加額の10%を税額控除できる制度の適用期限が2年間延長されるとともに、支給増加割合等の要件が緩和されます。

・軽自動車税の引上げ(平成27年4月以降購入分)

・自動車取得税の引下げ(平成26年4月以降購入分) ※燃費基準を満たす自動車等に適用。

上記改正でご不明な点等ございましたら、当事務所監査担当者までお問い合わせください。

(文責: 田村 光宏)

